○ 石川県警察国民保護警備計画の策定について

令和3年12月17日備甲達第171号等 石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成28年8月1日付け備甲達第86号、務甲達第76号、生企甲達第94号、 刑企甲達第80号、交企甲達第58号、公甲達第62号「石川県警察国民保 護警備計画の策定について(通達)」

我が国に対する外部からの武力攻撃や、いわゆる大規模テロなど武力攻撃に準ずる 手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態等において、国民の生命、身体 又は財産を保護するため、県警察が実施する所要の措置については、武力攻撃事態等 における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づいて警 備計画を策定し、対号により定めているところであるが、この度、警備計画を一部修 正し、別添のとおり「石川県警察国民保護警備計画」を策定したので、その適正な運 用に努めるとともに、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

石川県警宮民保護警備計画

第1	総	
	1	趣旨
	2	準拠
	3	定義
	4	基本方針
	5	警察庁長官の指揮への対応
	6	中部管区警察局石川県情報通信部との連携
	7	配慮すべき事項
第2	想	是定される事態の類型等
	1	武力攻撃事態の類型
	2	緊急対処事態の事態例
第3	文	大策本部等
	1	対策本部等の設置基準
	2	対策本部等の編成及び所掌事務等の基準
	3	指揮代行者の指定
	4	招集及び参集
	5	運用
	6	報告
第4	並	素における措置
	1	体制等の整備
	2	実態把握と基礎資料の整備
	3	避難及び救援に係る整備
	4	生活関連等施設等の安全対策
	5	交通対策
	6	装備資機材等の整備
	7	教養訓練及び人材育成
	8	広報啓発活動 ····································

第5	武	に力攻撃事態等における措置
	1	警備体制の確立9
	2	県公安委員会の招集の要請9
	3	県及び市町との連携9
	4	警報等に係る措置10
	5	住民の避難10
	6	被災者の捜索及び救出12
	7	生活関連等施設の安全確保13
	8	武力攻撃災害への対処
	9	道路交通の管理17
	10	被災情報及び安否情報の収集、報告及び提供18
	11	広報及び報道対応19
	12	応急の復旧等19
	13	特殊標章等の交付19
第6	緊	る対処事態における措置
	1	準用 ····································
	2	緊急対処事態における警察の責務19

第1 総則

1 趣旨

石川県警察(以下「県警察」という。)が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下「国民保護措置」という。)及び緊急対処事態における緊急対処保護措置(国民保護法第172条第1項の緊急対処保護措置をいう。)を的確かつ迅速に実施するため、この計画を定める。

2 準拠

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)、国民保護法、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。)、国家公安委員会・警察庁国民保護計画(平成17年10月28日閣議決定)、石川県国民保護計画(平成18年1月20日作成)その他関係法令等によるほか、この計画に定めるところによる。

3 定義

この計画における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

(2) 武力攻擊事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに 至った事態をいう。

(4) 武力攻擊事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(5) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(6) 武力攻擊災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射 性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

4 基本方針

武力攻撃事態及び緊急対処事態においては、早期に警備体制を確立して情報の 収集に努め、住民等の生命、身体及び財産を保護し、また、生活及び経済に及ぼ す影響が最小となるよう、県警察の総力を挙げて、的確かつ迅速に警察活動を実 施するものとする。

5 警察庁長官の指揮への対応

警察本部長は、避難住民の誘導、生活関連等施設の安全確保その他の県警察が 実施する国民保護措置及び国民保護措置の実施に関し必要な措置について、警察 庁長官から必要な指揮監督を受けるものとする。

また、警察法第71条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、警察庁長官から必要な命令又は指揮を受けるものとする。

6 中部管区警察局石川県情報通信部との連携

この計画において、通信に関する事項については、中部管区警察局石川県情報通信部との緊密な連携を図り、協力して行うものとする。

7 配慮すべき事項

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加えるに当たっては、当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行わなければならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

ア 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は 訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能 となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。

イ 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利 益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃事態等が継続して いる場合及び国民の保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている 場合にはその保存期間を延長するなど、適切に保存するものとする。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に確 実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、 正確な情報を適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(4) 関係機関との連携協力の確保

ア 石川県知事(以下「知事」という。)、県内の市町長等から警察に対して、 国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、 必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

イ 広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するための物資及び資 機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素 から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

- (5) 国民の協力の確保
 - ア 国民保護措置の重要性について国民に対する啓発に努めるとともに、国民 保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して、訓練への参加を要請 するなど、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。
 - イ ボランティア団体との連携を図るとともに、武力攻撃事態等においては、 適切な情報提供に努めるものとする。
- (6) 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、救援等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

(7) 安全の確保

職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、その安全 の確保に配慮するものとする。

第2 想定される事態の類型等

基本指針に示されている武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例は、次の とおりである。

なお、これらは、複合的に又はNBC攻撃を併用して行われることも想定される。

- 1 武力攻撃事態の類型
- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻擊
- 2 緊急対処事態の事態例
- (1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

第3 対策本部等

- 1 対策本部等の設置基準
- (1) 総合対策本部

武力攻撃事態等に至ったときは、警察本部長を長とする総合対策本部を設置するものとする。

(2) 警備対策室

総合対策本部を設置するまでには至らないが、警察本部において総括的指揮 に当たる必要があるときは、警備部長又は警備課長を長とする警備対策室を設 置するものとする。

(3) 警察署対策本部等

警察署長は、警察本部に総合対策本部が設置されたときその他必要があると 認めたときは、総合対策本部に準じて、警察署長を長とする警察署対策本部を 設置するものとする。また、警察本部に警備対策室が設置されたときは、警察 署警備対策室を設置するものとする。

(4) 現地対策本部

警察本部長又は警察署長は、必要があると認めたときは、事態発生地の直近において、現地対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部等の編成及び所掌事務の基準
- (1) 総合対策本部

総合対策本部の編成及び所掌事務の基準については、別表1「総合対策本部 編成基準表」のとおりとする。

(2) 警備対策室

警備対策室の編成及び所掌事務の基準については、別表 2 「警備対策室編成 基準表」及び別表 3 「警備対策室(警備課長を長とする。)編成基準表」のとお りとする。

(3) 警察署対策本部等

警察署対策本部及び警察署警備対策室の編成及び所掌事務については、警察署長が定めるものとする。

(4) 現地対策本部

現地対策本部の編成及び所掌事務については、警察本部長又は警察署長がその都度示すものとする。

- (5) 警備要員の編成については、別途示すものとする。
- 3 指揮代行者の指定

- (1) 総合対策本部長(以下「対策本部長」という。)が事故等により指揮することができないときは、副本部長が指揮を代行するものとする。
- (2) 警察署対策本部長(以下「署対策本部長」という。)の指揮代行者は、警察署長が定めるものとする。

4 招集及び参集

警察本部長及び警察署長は、武力攻撃事態等に至ったときは、警備要員の招集 を行うものとする。

警察職員は、招集を受けたときは直ちに、武力攻撃事態等に至ったことを認知 したときは命を待たず速やかに、当該所属に参集又は連絡し、上司の指示を受け るものとする。

5 運用

警察本部長は、武力攻撃事態等の規模、態様等により、対策本部等及び警備部隊の編成を拡大し、又は縮小して運用するものとする。

6 報告

所属長は、現在員数、応招又は参集状況等を対策本部長へ報告するものとする。

第4 平素における措置

- 1 体制等の整備
- (1) 情報収集・提供体制の整備
 - ア 適時適切な情報収集・提供等のための体制の整備

関係所属長は、国民保護措置の実施状況、被災情報、安否情報等を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

イ 情報伝達経路の多重化等

所属長は、武力攻撃災害が警察の情報収集・連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に的確かつ迅速に行えるよう、情報 伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。

ウ 画像情報の収集・連絡システムの整備

関係所属長は、機動的な情報収集活動ができるよう、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報の収集及び伝達資機材の整備に努めるものとする。

(2) 警報等伝達体制の整備

関係所属長は、警報、緊急通報、避難の指示及び避難実施要領の内容を迅速かつ確実に受理・伝達できるよう、関係機関との連絡体制及び各種通信手段を活用した伝達体制の整備等に努めるものとする。

(3) 情報通信体制等の整備

ア 非常通信体制の整備等

関係所属長は、武力攻撃災害発生時においても、通信が途絶することがないよう、非常電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行うものとする。

イ システム構成の二重化等

関係所属長は、武力攻撃災害発生により情報管理機能に支障を来した場合において速やかに回復させるため、システムの二重化、重要データのバックアップの実施を行うものとする。

(4) 関係機関との連携

関係所属長は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、県、市町、消防、自衛隊、海上保安庁、医療機関、指定(地方)公共機関その他の関係機関と、武力攻撃事態等における連携体制について日頃から相互に連絡、調整及び確認するよう努めるものとする。

2 実態把握と基礎資料の整備

警察署長は、武力攻撃事態等に備え、次に掲げる事項を調査・把握し、資料化してその活用を図るものとする。

なお、基礎資料の調査・報告様式は、別途示すものとする。

- (1) 生活関連等施設の名称及び所在地等
- (2) 重要防護対象等及び多数の人が集合する施設の名称及び所在地等
- (3) 避難施設の名称及び所在地等
- (4) 緊急交通路、避難経路及び主要道路の実態
- (5) 災害拠点病院及びNBC攻撃による被害者の対処が可能な医療機関の名称及 び所在地等
- 3 避難及び救援に係る対策
- (1) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

警察署長は、市町が避難実施要領の基礎となるパターンを作成するに当たり、 平素から緊密な意見交換を行うとともに、避難経路の選定等について必要な助 言を行うものとする。

(2) 舳倉島及び能登半島における避難のための体制整備

関係所属長は、舳倉島の住民避難については、輸送手段に大きな制約があることを念頭に、関係機関と連携し、できる限り全住民の避難をも視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

また、能登半島が内陸部と分断された場合や、橋梁の破壊により陸路での交通が遮断された場合においても、舳倉島の場合に準じた対応が必要となることに配意するものとする。

(3) 積雪時における避難への配慮

関係所属長は、積雪時における住民避難については、その経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することに十分配慮するものとする。

(4) 自衛隊施設の周辺地域における避難への配慮

関係所属長は、自衛隊施設の周辺地域における住民避難については、自衛隊の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、自衛隊等関係機関との緊密な連携を図るものとする。

- (5) 自主防災組織及び国民保護措置に協力するボランティア団体との連携 関係所属長は、武力攻撃事態等における秩序立った避難や混乱防止のため、 自主防災組織及び国民保護措置に協力するボランティア団体と緊密な連携を図 るものとする。
- (6) 留置管理対策の整備

関係所属長は、武力攻撃事態等において、被留置者の避難が必要となった場合に備え、被留置者の避難計画の策定及び護送体制の整備に努めるものとする。

- 4 生活関連等施設の安全対策
- (1) 管理者等に対する助言

警察本部長は、生活関連等施設の管理者及び知事に対し、平素から生活関連 等施設の特性に応じた警備強化等安全確保上留意すべき点について助言するも のとする。

(2) 安全確保の留意点の周知

警察本部長は、知事と協力して、平素から生活関連等施設の管理者に対して、 所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を周知させる よう努めるものとする。

- 5 交通対策
- (1) 交通管理体制等の整備等

関係所属長は、平素から避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路 についてあらかじめ把握するとともに、武力攻撃事態等における交通の混乱を 防止し、住民等の避難経路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び 交通管制センター運用計画を整備するものとする。

また、広域的な交通管理のための体制を整備するものとする。

- (2) 緊急通行車両等に係る確認手続、事前届出・確認制度の整備 関係所属長は、武力攻撃事態等における緊急通行車両等の確認手続及び事前 届出・確認制度の適正な運用を図るものとする。
- (3) 運転者のとるべき措置の周知徹底 関係所属長は、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車 両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (4) 道路利用者に対する交通規制状況等の情報提供 関係所属長は、武力攻撃事態等において、道路管理者と連携した交通規制状

況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるようにしておくものとする。

(5) 代替輸送手段の確保

関係所属長は、運送事業者である指定(地方)公共機関との協議の上、避難住 民及び緊急物資の代替輸送手段の確保に努めるものとする。

6 装備資機材等の整備

(1) 装備資機材の整備及び点検

関係所属長は、NBC攻撃等による武力攻撃災害における救出救助、交通規制及び各種応急復旧等の国民保護措置の実施に必要な装備資機材を整備するとともに、平素からその点検に努めるものとする。

なお、災害用装備資機材との相互活用を図るものとする。

(2) 物資の備蓄及び調達体制の整備

関係所属長は、武力攻撃事態等における物資の供給が相当困難な場合を想定 し、国民保護措置の実施に必要な物資の備蓄及び調達体制の整備に努めるもの とする。

なお、災害用非常物資との相互活用を図るものとする。

(3) 警察施設の整備及び点検

関係所属長は、警察署等の警察施設につき、武力攻撃事態等発生時において、 応急対策の拠点となるという重要性を考慮し、その整備及び点検を行うものと する。

7 教養訓練及び人材育成

(1) 教養訓練

所属長は、次に掲げるところにより、国民保護措置に関する教養及び武力攻撃事態等を想定した訓練を行うものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、県、市町、消防機関等の関係機関との共同 訓練等実情に即した訓練の実施及び防災訓練との有機的な連携に配意するもの とする。

ア訓練

- (ア) 武力攻撃事態等発生時の交通機関の途絶等を想定した招集・参集訓練
- (イ) 警察災害派遣隊等による部隊訓練
- (ウ) 武力攻撃事態等を想定した通信訓練
- (エ) その他国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な訓練

イ教養

- (ア) 武力攻撃事態等において警察が行うべき国民保護措置に関すること。
- (イ) 武力攻撃事態等における活動手順に関すること。
- (ウ) 事態対処法、国民保護法等の関係法令及び県・市町国民保護計画等に関すること。
- (エ) その他国民保護措置に関し必要な事項に関すること。

(2) 人材育成

所属長は、県警察による国民保護措置の円滑な実施を図るため、人材育成に

努めるものとする。

8 広報啓発活動

関係所属長は、次に掲げるところにより、平素から関係機関と連携して国民保護措置に関する広報啓発に努めるものとする。

- (1) 武力攻撃の態様、特性及び留意事項等に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等において住民のとるべき措置
- (3) 避難施設及び避難経路
- (4) 車両の運転者のとるべき措置
- (5) 緊急通行車両等に関する事前届出制度
- (6) 緊急交通路における自動車運転者の義務

第5 武力攻撃事態等における措置

1 警備体制の確立

警察本部長は、武力攻撃事態等に至った場合、又はそのおそれがある場合は、 状況に応じて、第3に定めるところにより、対策本部等を設置し、警備要員の招 集を行う等必要な警備体制を確立するものとする。

2 県公安委員会の招集の要請

警察本部長は、武力攻撃事態等に至ったときは、石川県公安委員会運営規則(平成13年石川県公安委員会規則第2号)第5条第3項の規定に基づき、臨時会議の招集を要請するものとする。

3 県及び市町との連携

武力攻撃事態等においては、県及び市町に対して必要な情報を提供するとともに、連絡員等を派遣して緊密な連携を図るものとする。

(1) 警察本部

ア 県対策本部等への参集

警察本部長は、石川県国民保護計画に基づき、県対策本部等が設置されたときは、県対策本部等へ必要な要員を派遣するものとする。

イ 県現地対策本部への派遣

警察本部長は、石川県国民保護計画に基づき、県現地対策本部が設置されたときは、県現地対策本部へ必要な連絡員を派遣するものとする。

(2) 警察署

ア 市町対策本部等への派遣

警察署長は、管轄する市町に市町国民保護対策本部等が設置されたときは、市町対策本部等へ必要な連絡員を派遣するものとする。

イ 現地調整所への派遣

警察署長は、管轄する市町の長が現地調整所を設置したときは、現地調整 所へ必要な連絡員を派遣するものとする。

4 警報等に係る措置

(1) 武力攻撃災害の兆候等に係る情報入手時の措置

ア 警察職員は、武力攻撃災害の兆候等に係る情報を入手したときは、直ちに 警察本部長に報告するものとする。

なお、警察署長については併せて、管轄する市町の長に通知するものとする。

イ 警察本部長は、武力攻撃災害の兆候等に係る情報を入手したときは、直ち に警察庁及び中部管区警察局に報告するとともに、知事に通知するものとす る。

(2) 警報の内容の通知

対策本部長は、警察庁又は知事から警報の内容について通知を受けたときは、 直ちに、その旨を署対策本部長に通知するものとする。また、警報の解除について通知を受けたときも同様とする。

(3) 警報の内容の伝達

署対策本部長は、警報の内容の通知を受けたときは、市町と協力し、交番、 駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、住民に対し て警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(4) 緊急通報の内容の伝達及び警察庁等への報告

緊急通報の発令の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町と協力し、 住民に対して緊急通報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努めるものとす る。

また、警察庁及び中部管区警察局に当該内容を速やかに報告するものとする。

(5) 警報及び緊急通報の解除の伝達

対策本部長及び署対策本部長(以下「対策本部長等」という。)は、警報及び 緊急通報の解除について通知を受けたときは、警報の伝達の場合と同様の方法 によりその内容を伝達するものとする。

5 住民の避難

(1) 避難措置の指示の内容の通知

対策本部長は、警察庁又は知事から避難措置の指示の内容について通知を受けたときは、警報の場合に準じて、その旨を署対策本部長に通知するものとする。

また、避難措置の指示の解除について通知を受けたときも同様とする。

(2) 避難の指示に係る対応

ア 知事に対する必要な助言

対策本部長は、知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、緊急車両の確認、避難経路の選定、自家用車等の使用等について必要な意見を述べるものとする。

イ 警察庁等への伝達

対策本部長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、当該内容を署 対策本部長へ通知するとともに、速やかに警察庁及び中部管区警察局に伝達 するものとする。

ウ 避難の指示の内容の伝達

対策本部長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の場合に 準じて、市町と協力し、住民に対して避難の指示の内容の伝達を的確かつ迅 速に行うよう努めるものとする。

(3) 避難実施要領の策定に当たっての助言等

対策本部長等は、市町長が避難実施要領を定めるに当たり、避難経路、避難 手段その他の避難方法等について必要な意見を述べるものとする。

なお、署対策本部長は、管轄する市町の長から、避難実施要領の内容の通知 を受けた場合は、直ちに、対策本部長へ報告するものとする。

(4) 避難住民の誘導の円滑化のための措置

対策本部長等は、避難住民の誘導が避難実施要領に沿って円滑に行われるよう、交通規制等による避難経路の確保、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 関係機関との連携

対策本部長等は、避難住民の誘導を行うに際しては、地方公共団体、海上保 安庁、自衛隊等との間で適切な役割分担を行い、円滑かつ安全な避難誘導に努 めるものとする。

(6) 警告又は指示

警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等が生ずる危険を未然に 防止するため、国民保護法第66条第1項の規定に基づき、必要な警告又は指示 を行うものとする。

(7) 避難誘導に当たっての配意

ア 自治会等を単位とした避難誘導の実施

対策本部長等は、避難誘導に当たっては、県、市町その他関係機関と連携 し、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難住民 の誘導を行うよう努めるものとする。

イ 輸送支援

対策本部長等は、病院、障害者福祉施設等自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合には、ヘリコプター等による輸送支援を行うよう努めるものとする。

(8) 被留置者の避難誘導

対策本部長等は、武力攻撃事態等において、被留置者の避難が必要となった 場合は、石川県警察留置管理規程(平成19年石川県警察本部訓令第18号)に基 づき、避難誘導を適切に行うものとする。

(9) 被災地等における住民の安全確保等

ア 被災地における情報の提供等

対策本部長等は、要避難地域及び避難先地域において、自主防犯組織等と 連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うものとす る。

イ 避難施設等の安全確保

対策本部長等は、避難施設等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、 犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し、警備 の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。

(10) 県境を越える避難への対応

対策本部長は、県境を越える避難の場合においては、関係都道府県知事による避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議に、必要に応じて参加するものとする。

(11) 特定公共施設利用法に基づく指針策定への対応

対策本部長は、国対策本部長が、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。)の規定に基づき、港湾施設、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。

- 6 被災者の捜索及び救出
- (1) 被災者の捜索及び救出活動

対策本部長等は、武力攻撃事態等においては、交番、駐在所、パトカー等の 勤務員を被災情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用 して被災者の捜索及び救出活動に当たらせるものとする。

(2) 機動隊等の出動及び警察災害派遣隊の派遣要求

対策本部長は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させると ともに、被害が大規模な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察災 害派遣隊等の派遣等の援助要求を行うよう県公安委員会に要請するものとす る。

(3) 被災者の捜索及び救出活動における留意事項

ア 警備要員の安全確保

対策本部長等は、救出活動に当たる警備要員に対し、必要な装備資機材を 携行・活用させる等安全確保に十分留意するものとする。

イ NBC物質による汚染への対応

対策本部長等は、NBC物質により汚染されている可能性がある現場への 警備要員の派遣に際しては、防護服の着用、ワクチンの接種等の安全措置を 講じた上で活動に当たらせるものとする。 なお、化学剤、生物剤等の検知に関しては、科学警察研究所や県内の研究 機関との連携に留意するものとする。

ウ 関係機関との任務分担及び協力

対策本部長等は、除染活動並びに被災者の捜索及び救出に当たっては、消防、自衛隊等関係機関と任務分担等に関する調整を行い、円滑な現場活動に努めるものとする。

(4) 行方不明者等の届出受理及び迷子等の保護

対策本部長等は、行方不明者等の届出を受理した場合は、その状況を明らかにしておくとともに、必要な手配及び捜索活動を行い、発見に努めるものとする。

また、迷子その他要保護者を保護したときは、被災場所、関係先等への手配を行い、保護者又は引き取り人の発見に努めるものとする。

(5) 緊急輸送等への配慮

対策本部長等は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の 搬送について協力を求められた場合においては、パトカーでの先導、緊急通行 車両標章の交付等、特段の配慮を行うものとする。

(6) 死体の見分及び身元確認、遺族等への遺体の引渡し等

対策本部長等は、被災地における死体の取扱いについては、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第229条第2項、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)、死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)及び検視官の運用及び死体取扱要領の全部改正について(令和3年3月1日付け捜一甲達第24号)に基づき実施するほか、市町及び医療機関等と協力し、死体の身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

- 7 生活関連等施設の安全確保
 - (1) 生活関連等施設の状況の把握

対策本部長等は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設の管理者、県及び市町等関係機関と連携して、次に掲げる情報等の収集に努めるものとする。

- ア 生活関連等施設における被災の有無
- イ 被災状況
- ウ 事態発生後に実施した措置の状況
- (2) 生活関連等施設の安全確保の基本
 - ア 施設管理者等に対する支援

対策本部長は、国民保護法第102条第4項の規定に基づき、生活関連等施設の管理者、指定行政機関の長等から支援の求めを受けた場合において、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

イ 施設管理者等の安全確保

対策本部長は、警察庁又は知事が、生活関連等施設の管理者に対し、国民保護法第102条の規定に基づき、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請を行う場合には、当該管理者にその管理に係る生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、警察庁又は知事と連携して、当該管理者及び当該施設に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

ウ 危険物質等の管理者等の安全確保

対策本部長は、警察庁又は知事が、国民保護法第103条第2項の規定に基づき、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者に対し、危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、警察庁又は知事と連携して、危険物質等の管理者等の安全確保に十分に配慮するものとする。

エ 警備要員の安全確保

対策本部長等は、生活関連等施設の安全確保措置に当たる警備要員の派遣 に際しては、必要な装備資機材を携行させるなど安全措置を講じた上で活動 に当たらせるものとする。

オ 関係機関との連携

対策本部長等は、生活関連等施設の安全確保対策を進めるに当たっては、 県、市町、生活関連等施設の管理者、消防機関等関係機関と緊密な連携を図 り、必要な情報収集に努めるものとする。

(3) 立入制限区域の指定に伴う措置

対策本部長は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が知事からの要請に 基づき、又は事態に照らして特に必要があると認めた場合により、立入制限区 域の指定及びその範囲を変更する場合は、次に掲げる事項に留意するものとす る。

ア節囲

生活関連等施設の立入制限区域指定に際しては、生活関連等施設の特性、貯蔵物質の種類、数量、周囲の環境等の諸条件を勘案して、可能な限り広範囲に指定するよう努めるものとする。

イ 方法

警察官は、ロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する 期間等を明らかにするよう努めるものとする。

ウ 公示等

県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により、内容を 住民に周知させるものとする。

(4) 県警察が管理する生活関連等施設の安全確保

対策本部長は、武力攻撃事態等において、速やかに、その管理に係る生活関連等施設の警備の強化等安全確保措置を講ずるものとする。

8 武力攻撃災害への対処

(1) 武力攻撃原子力災害への対処等

ア対処

対策本部長等は、原子力発電所については、第5の7(2)に掲げる措置に留意するとともに、石川県警察原子力災害警備計画に準じて、国、県及び市町等関係機関と連携しつつ、必要な対処措置を講ずるものとする。

イ 原子力施設及び運転要員の安全確保

対策本部長等は、武力攻撃事態等において、原子炉の運転停止が行われる に当たり、関係行政機関及び原子力事業者と緊密に連携し、施設及び運転要 員の安全確保に努めるものとする。

ウ 警備要員の安全確保

対策本部長等は、武力攻撃原子力災害への対処に際しては、石川県警察原子力災害警備計画に準じて、警備要員の被ばく防止その他の安全確保措置を 講ずるものとする。

(2) NBC攻撃等による災害への対処等

ア 応急措置の実施

対策本部長等は、NBC攻撃等による汚染が生じた場合、防護服の着用、 ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた 上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行うものとす る。特に化学物質による汚染の場合には、除染活動に努めるものとする。

イ 要請に基づく汚染拡大防止措置の実施

対策本部長は、NBC攻撃等による災害に際し、国民保護法第107条第3項の規定に基づき、知事から要請がなされたときは、必要に応じ、汚染の拡大を防止するため関係機関と調整しつつ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄や汚染された疑いのある建物の封鎖等の措置を講ずるものとする。また、当該措置の実施に当たり、当該職員を他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせるものとする。

(3) 武力攻撃災害拡大防止のための事前措置

署対策本部長は、市町長又は知事から、武力攻撃災害の拡大防止のための事前措置に係る要請があったときは、被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者又は管理者に対し、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

なお、当該指示を行った場合は、直ちに、その旨を市町長に通知するものと する。

(4) 退避の指示

ア 要請に基づく退避の指示

対策本部長等は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長又は知事から要請があったときは、当該要請に基づく地域の住民に対し、退避の指示を行うものとする。

イ 警察官による退避の指示

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うものとする。この場合において、退避の指示をしたときは、直ちに、その旨を当該区域を管轄する市町長に通知するとともに、必要に応じ関係機関へ通知するものとする。

ウ 周辺における交通規制

退避の指示の通知を受け、又は警察官が自ら退避の指示を行った場合は、必要に応じ、当該地域周辺における交通規制等の措置を実施するものとする。

(5) 警戒区域の設定

ア 要請に基づく設定

対策本部長等は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長又は知事から要請があったときは、当該要請に基づく区域において警戒区域の設定を行うものとする。

イ 警察官による設定

警察官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長又は知事による措置を待ついとまがないと認めるときは、必要と認める範囲に警戒区域の設定を行うものとする。この場合において、警戒区域を設定したときは、直ちに、その旨を当該区域を管轄する市町長に通知するものとする。

ウ 警戒区域の設定に伴う措置

警戒区域を設定した場合は、関係者以外の当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずるものとする。

エ 周辺における交通規制

警戒区域が設定された場合、必要に応じ、当該警戒区域周辺における交通 規制等の措置を実施するものとする。

(6) 漂流物等の処理の特例

武力攻撃災害が発生した場合において、警察官が水難救護法(明治32年法律 第95号)第29条第1項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察 署長は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

なお、水難救護法第2章の規定は、警察署長が当該物件を保管する場合について準用する。

9 道路交通の管理

(1) 交通状況の把握

対策本部長等は、武力攻撃事態等においては、現場臨場した警察官、関係機関からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

(2) 交通規制の実施

対策本部長等は、武力攻撃事態等において、避難住民及び緊急物資の運送の 経路を確保するため、次に掲げる基本方針に基づく交通規制を行うものとする。 ア 避難経路及び緊急交通路を迅速に確保する。

- イ 武力攻撃及び武力攻撃災害の発生状況により地域及び区間を特定し、車両 の走行を禁止又は制限する。
- ウ 被災地域への一般車両の流入を禁止する。
- エ 道路の障害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、迂回指示等 の危険防止及び混雑緩和のための措置をとる。

(3) 広域的な交通規制

対策本部長は、武力攻撃事態等における交通規制の実施に当たって、県内への流入車両を抑制する必要がある場合には、中部管区警察局及び周辺の県警察の協力を得て、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。また、周辺の県警察から当該県への車両流入の抑制につき、要請があった場合は当該県警察に協力するものとする。

(4) 国家公安委員会による通行禁止等の指示への対応

対策本部長は、国家公安委員会が、広域的な見地から通行禁止等に関する指示を行った場合は、当該指示に的確に対応するものとする。

(5) 道路の利用指針への対応

対策本部長は、国対策本部長により、特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められた場合は、当該指針の内容を踏まえ、適切な交通規制を行うものとする。

(6) 交通規制等の周知徹底

対策本部長は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、道路管理 者と協力して、直ちに、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(7) 緊急交通路確保のための必要な措置

対策本部長等は、武力攻撃事態等において避難住民及び緊急物資の運送のため必要な場合には、警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、国民保護法第155条第2項において準用される災害対策基本法第76条第2項及び第76条の3の規定に基づき、次に掲げる措置を行うものとする。

ア 運転者等に対する措置命令

運転者等に対し車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する等の措置をとることを命ずるものとする。

イ 放置車両の撤去等

前記アの場合において命令された者が当該命令に伴う措置をとらないとき 又は命令の相手方が現場にいない場合は、自ら当該措置をとるものとする。

(8) 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等の確認は、大規模災害に伴う交通規制実施要領の全部改正について(令和3年12月9日付け交規甲達第54号ほか)に基づき行うものとする。

(9) 関係機関との連携

交通規制に当たっては、避難住民及び緊急物資の運送等の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県・市町等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

10 被災情報及び安否情報の収集、報告及び提供

(1) 被災情報の収集及び報告等

対策本部長は、武力攻撃事態等において、ヘリコプターテレビシステム等の 情報収集手段を有効に活用し、被災情報の収集を行うとともに、警察庁及び中 部管区警察局に報告し、及び知事に連絡するものとする。

(2) 地方公共団体の長が行う安否情報の収集への協力

対策本部長は、武力攻撃事態等においては、保有する安否情報を速やかに地 方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協 力するよう努めるものとする。

この場合における提供先については、次に掲げるとおりとする。

ア 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長

イ 当該住民の住所地が判明している場合は、上記アに併せて当該地方公共団 体の長

11 広報及び報道対応

対策本部長等は、武力攻撃事態等においては、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。また、広報内容については、関係機関と情報交換を行うよう努めるものとする。

12 応急の復旧等

(1) 応急の復旧

対策本部長等は、武力攻撃災害発生直後、できる限り速やかに自らの管理する施設及び設備の点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行うものとする。

(2) 情報通信の確保

対策本部長等は、武力攻撃災害発生後においては、通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復を図り、通信の確保に努めるものとする。

(3) 職員に関する被害状況の調査等

対策本部長等は、警察職員及びその家族の被害については、職員又は家族からの連絡により、その被害状況を調査・集約して必要な措置をとるものとする。

13 特殊標章等の交付

警察本部長は、武力攻撃事態等においては、別に定める基準に従い、警察職員、 その他国民保護措置に協力する者等に対し、国民保護法第158条第1項の特殊標章 及び身分証明書を交付し、使用させるものとする。

第6 緊急対処事態における措置

1 準用

緊急対処保護措置については、第1の5、6及び第3から第5 (13の規定を除 く。) までの規定を準用する。

2 緊急対処事態における警察の責務

緊急対処事態においては、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意するものとする。

また、緊急対処保護措置の実施に際しては、第1の7に掲げる事項に配慮するものとする。

総合対策本部編成基準表

1	1		1	刈,床		61台			ح					
本部長	担当幕僚	班名			所		掌			事			務	
		警務総括	1	公安委員会	、県議会	等への	報告等	2	視察	団の受	入れ、	案内		
		広 報	1	報道対策、	広報対策	:		2	警察月	庁、県	広報室	との連	車絡調整	
【対策本部長】		被害者支援	1	被害者に対	する支援	活動		2	被災	者に対	する相	談活動	助	
警察本部長		厚生救護	1 3	教護班の編 被災職員、			等確保	2	部隊等	等の救	急医療	対策(病院等と	の連絡)
	警務部長	補給給与	1 3 5	物資、食料 給与、諸経 警察施設の	費等の会	計措置		2 4			確保、 流物の			
【副本部長】		装備車両	1 3	警察車両の 車両、航空				2 4			、車両 身分証		周達、配信 の交付	
警務部長 警備部長		監 察	1 3	被留置者の 訟務事案の		放措置、	、戒護	2	職員、	、団体	、個人	の功労	労調査、	表彰、懲罰
		受 援	1 3	県外部隊等 受援隊の運		請、受	入れ	2	同関係	係の公	安委員	会への	り報告	
		情報機器 管 理	1 3	情報管理シ 被害状況、	ステム等 部隊運用	の点検、 等の記録	、保全 録	2	情報	機器操	作要員	の差片	ЦL	
		生活安全総 括	1 3	警備業協会 自主防犯組				2	銃砲	刀剣類	、危険	物等に	こ関する打	昔置
	生活安全	地域安全	1 3 5	地域安全情 負傷者の調 鉄警隊及び	查、集約	、名簿位	、調査 作成				動の推 現場広			
	部 長	情報通信	1 3 5	各種情報の 初期段階の 無線通信統	警察庁、	管区への	の速報 業務	2 4 6	警察月	庁、管	おける 区への 器の集	ホット	青報の収算 トラインの 用	集、集約 の接続
		保護照会	1	行方不明者	の調査、雰	要保護者	等の保	R護 2	住民	からの	照会等	の処理	里	
		生活環境	1	銃砲刀剣類	、危険物	の指導]	取締り	2	生活	関連事	犯の指	導取約	帝り	
		刑事総括 捜 査	1 3	捜査情報の 検視、死傷				2 4		(検視・ の連絡		等)業務	务全般の約	^{総括、指揮}
		遺族対策	1 3	遺体安置所 身元不明死		Į.		2 4			の引渡 人の確		派遣	
	刑事部長	組織犯罪捜査	1	組織的犯罪	の捜査			2	通訳、	、翻訳	人の確	保、》	派遣	
	刑争部女	検 視		検視・見分 警察災害派				2	検視	等に関	する連	絡調團	改	
		資料収集 鑑 定 等	1 3	身元確認資 解剖(鑑定				2	各種的	資料の	検査(鑑定)		
		科学分析	1	生物剤・化	学剤等の	分析		2	科学	警察研	究所と	の連絡	各調整	
		交通総括 企 画	1 3	交通関係情 交通関係機				2 4					売の確保 W班とのi	車携
	交通部長	指導取締	1 3	交通指導取 交通事故事				2 4		関係業 災害派	務 遣隊の	運用		
		規制	1 3	広域交通規 緊急通行車		、標章	業務把	2 握 4					びう回路の 点検、保証	
		免 許		自動車運転	免許業務									
	警備部長	情 報	1 3 5	招集、参集 被害状況の 県、被災市	集約、分	析、調	査	4					集、集約 報告連絡	
		対策本部 総 括 警備実施	1 3 5 7 9	対策本部の 警察庁、管 警備部隊の 警察施設等 関係機関と	区警察局 編成、配 の防護、	等への 置、運 警戒	—— 報告 用	6 8	各種人	情報の 救助、 対象の	伝達 避難誘 指定及	び警刑		者の捜索 隊の出動要請
		警衛警護		警衛警護に	関するこ	と								
	情報通信部 長	通信	1 3 5	通信職員の 応急通信系 ヘリテレシ	の開設			4			被害調の調達		复旧、維持	寺、管理
	首席監察官 警察学校長	特 命		特命事項の	処理									

警備対策室編成基準表

室長等	班別	所 掌 事 務
警備対策室長副室長	総括実施班	 警備対策室の設置及び運営に関すること。 対策本部等の設置準備に関すること。 警備方針に関すること。 警察庁等への報告連絡に関すること。 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 関係所属との連絡調整に関すること。 部隊編成及び部隊運用に関すること。 航空隊の運用に関すること。
	情 報 班	情報収集、分析に関すること
	警務·広報班	1 報道対策、広報対策に関すること。2 警察庁、県広報室との連絡調整に関すること。
	装備車両班	警察装備に関すること。
	生活安全班	 地域安全活動に関すること。 地域安全情報の収集、分析に関すること。 鉄警隊及び船舶の運用に関すること。 通信の運用等に関すること。
	捜査班	 事件捜査に関すること。 捜査情報の収集、分析に関すること。 通訳、翻訳人の確保に関すること。
	交 通 班	 交通規制、交通管制に関すること。 交通情報の収集、分析に関すること。 緊急通行車両に関すること。
	情報通信班	1 通信の確保に関すること。2 通信施設、資機材に関すること。

注 この編成表は、警備部長を長とする警備対策室の編成基準を示したものである。

別表第3

警備対策室(警備課長を長とする。)編成基準表

室 長等	班別	所 掌 事 務
警備対策室長副室長	総括·実施班	 警備対策室の設置及び運営に関すること。 対策本部等の設置準備に関すること。 警備方針に関すること。 警察庁等への報告連絡に関すること。 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 関係所属との連絡調整に関すること。 情報収集に関すること。
	部隊運用班	1 警備実施に関すること。 2 部隊編成及び部隊運用に関すること。

注 この編成表は、警備課長を長とする警備対策室の編成基準を示したものである。